

(別表第4) (第31条関係)

初任給調整手当月額表

ア 第29条第1項第1号の規定に該当する職員

支給期間	月額
1 医師国家試験又は歯科医師国家試験に合格した日から起算して16年に達する日の属する月までの間	円 369,500
2 1の期間が満了する月の翌月以後の1年間	365,500
3 2の期間が満了する月の翌月以後の1年間	361,500
4 3の期間が満了する月の翌月以後の1年間	357,500
5 4の期間が満了する月の翌月以後の1年間	353,500
6 5の期間が満了する月の翌月以後の1年間	349,500
7 6の期間が満了する月の翌月以後の1年間	333,800
8 7の期間が満了する月の翌月以後の1年間	316,600
9 8の期間が満了する月の翌月以後の1年間	299,900
10 9の期間が満了する月の翌月以後の1年間	283,000
11 10の期間が満了する月の翌月以後の1年間	266,100
12 11の期間が満了する月の翌月以後の1年間	245,300
13 12の期間が満了する月の翌月以後の1年間	224,900
14 13の期間が満了する月の翌月以後の1年間	204,500
15 14の期間が満了する月の翌月以後	183,700

イ 第29条第1項第2号の規定に該当する職員

支給期間	月額
1 採用の日から起算して1年に達する日の属する月までの間	円 2,500
2 1の期間が満了する月の翌月以後1年間	2,000
3 2の期間が満了する月の翌月以後1年間	1,500
4 3の期間が満了する月の翌月以後1年間	1,000
5 4の期間が満了する月の翌月以後採用の日から起算して5年に達する日までの間	500

(別表第5)(第43条関係)
特殊勤務手当表

種 類	支給対象職員	額
感染症防疫等 作業手当	感染症の防疫等の作業に従事した 職員のうち、理事長が定めるもの	作業1日につき600円を超えない範囲内 において、作業の実態その他の事情を考 慮して、理事長が定める額
医療福祉等業 務手当	医療福祉等に関する業務(分べん に関するものを除く。)に従事した 職員のうち、理事長が定めるもの	当該業務につき月額80,000円を超えない範 囲内において、業務の実態その他の事情を考 慮して、理事長が定める額
	医療等に関する業務(分べんに関 するものに限る。)に従事した職員 のうち、理事長が定めるもの	業務1回につき25,000円を超えない範囲内 において、業務の実態その他の事情を考慮し て、理事長が定める額
夜間看護等手 当	助産師、看護師若しくは准看護師 である職員及び理事長が定める職員 で、正規の労働時間による勤務の一 部又は全部が深夜(午後10時後翌日 の午前5時前の間をいう。以下同 じ。)において行われる看護の業務 (以下「夜勤業務」という。)に従 事したもの。	1 その労働時間が深夜の全部を含む勤務 である場合 7,300円 2 その労働時間が深夜の一部を含む勤務 である場合 次に掲げる場合に応じ次に 掲げる額 (1) 深夜における労働時間が4時間以上であ る場合 3,550円 (2) 深夜における労働時間が2時間以上4時 間未満である場合 3,100円 (3) 深夜における労働時間が2時間未満の場 合 2,150円 3 1箇月の夜勤業務の回数が、理事長が定 める回数を超える場合には、1又は2に掲 げる額に、その超える回数1回につき 2,000円を超えない範囲内において、業務 の実態その他の事情を考慮して理事長が 定める額を加算する。
	病院に勤務する医療職給料表の適 用を受ける職員のうち理事長が定め るもので、正規の労働時間以外の時 間において勤務の時間帯その他に関 し理事長が定める特別な事情の下で 救急医療等の業務に従事したもの	勤務1回につき 1,620円
夜間介護手当	介護を担当する職員及び理事長 が定める職員で、正規の労働時間 による勤務の一部又は全部が深夜(午 後10時後翌日の午前5時前の間を いう。以下同じ。)において行われ る介護の業務(以下「夜勤業務」と いう。)に従事したもの。	1 その労働時間が深夜の全部を含む勤務 である場合 5,100円 2 その労働時間が深夜の一部を含む勤務 である場合 次に掲げる場合に応じ次に 掲げる額 (1) 深夜における労働時間が4時間以上であ る場合 2,450円 (2) 深夜における労働時間が2時間以上4時 間未満である場合 2,150円 (3) 深夜における労働時間が2時間未満の場 合 1,500円 3 1箇月の夜勤業務の回数が、理事長が定 める回数を超える場合には、1又は2に掲 げる額に、その超える回数1回につき 2,000円を超えない範囲内において、業務 の実態その他の事情を考慮して理事長が 定める額を加算する。

県立病院間業務応援手当	職員（医療職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、在勤する県立病院（地方独立行政法人長野県立病院機構定款第15条に定める病院及び第16条第1項に定める介護老人保健施設をいう。以下同じ。）以外の県立病院に派遣されたもの	1 医療職給料表（1）の適用を受ける職員 業務1日につき 10,000円 2 1に掲げる職員以外の職員 業務1日につき 2,000円
	職員（医療職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、病院機構内の看護師養成所に派遣され、講義又は実習指導を行ったもの	1 院長 講義又は実習指導1回につき7,000円 2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち院長以外の者 講義又は実習指導1回につき4,000円 3 1又は2に掲げる職員以外の職員 講義又は実習指導1回につき 600円
他団体業務従事手当	職員（医療職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、県立病院以外の病院等へ派遣され、診療その他の業務に従事するもの	業務1日につき10,000円を超えない範囲内において、派遣元から支払われる委託費その他の事情を考慮して、理事長が定める額
役職業務手当	次に掲げる職にある職員（理事長が定める職員を除く。） 1 薬局長又は科長 2 看護師長 3 管理者（訪問看護事業所に限る。） 4 薬局長補佐又は科長補佐 5 副看護師長 6 1又は2に掲げる職務に従事させるため院長又は所長が職員を指定した場合で、理事長が特に認めるもの	1 1、2、3又は6に掲げる職にある職員 月額 10,000円 2 4又は5に掲げる職にある職員 月額 5,000円
教員手当	看護師養成所に勤務する教務主任及び専任教員	月額 30,000円
教務主任手当	看護師養成所に勤務する教務主任	月額 10,000円